

保全結果から



熱海市伊豆山の開発行為の地位承継について

メール 森林保全課 宛先: メール東部農林治山

2019/12/03 10:19

送信者: [REDACTED]
このメールの返信先: メール森林保全課

東部農林事務所 治山課 [REDACTED]

お世話になっております。

熱海市伊豆山の地位承継の件、別添のとおり法務文書課に相談したので結果を送ります。



20191203095630437.pdf

要約すると以下のとおりです。

- ・被承継者の意向は確認すべき。
- ・当初許可の際に、被承継者はなんの権利に基づき開発行為を実施できたのかを精査。
- ※土地所有者からの同意書の内容が重要。こちらにも提供願います。

静岡県経済産業部森林・林業局 森林保全課 [REDACTED]
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 県庁東館13F
TEL: 054-221-2643 FAX: 054-221-2829
E-mail: shinrinhozen@pref.shizuoka.lg.jp
<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-640/index.html>

令和元年 11月22日

(件名)



熱海市伊豆山における林地開発事業承継について

(東部農林事務所治山課)

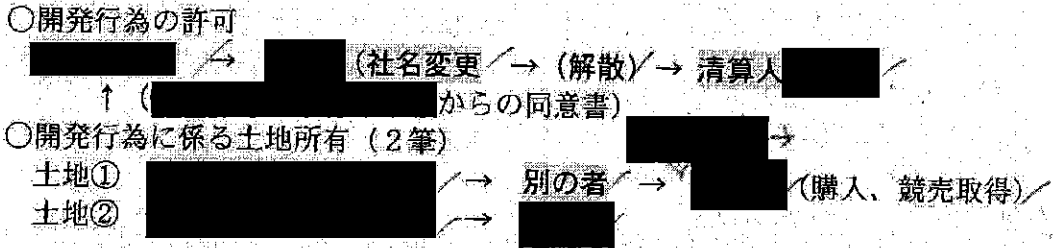
1 要旨

平成20年7月8日付け東農治第87号により許可した熱海市伊豆山における... による林地開発行為について、事業承継したい旨、... =承継人から相談があった。... は、平成23年3月における許可条件違反に係る是正指導以降、音信不通の状態が続いていたが、閉鎖登記を調査したところ、社名変更後、清算人を立てて解散していることが分かった。

2 許可時の内容 (当時)

Table with 2 columns: Item, Content. Rows include: 許可日 (平成20年7月8日), 場所 (熱海市伊豆山字嶽ヶ...), 事業者 (...), 所有者 (...), 開発行為の目的 (住宅団地の造成), 許可面積 (1.9384ha)

3 権利の変遷



4 対応方針

- 森林法施行細則第9条に基づく地位承継届により処理する。
森林法第3条の規定により、... への林地開発許可は、土地所有者である... に承継できる。
念のため、... の清算人である... から承継に係る同意書を取得させる。

5 方針に係る考慮事項

- ア) 4の「承継できる」について
「許可を受けた会社の解散→清算後の... へ林地開発許可を自動承継」という見方もあるが、承継する意思のない者に対し、その意思に反して許可を承継させることはできないと考える。
承継の意思を確認するため、... から地位承継届が提出される必要がある。
イ) 4の「念のため」について
... は解散し、開発行為に係る権利を失っているが、本件、... から... へ直接権利が譲渡されているわけではない為、トラブルの防止を目的として、同意書等により... (清算人...) の意思を確認する。本来的には、本件の場合、被承継人の意思の確認は不要。

の件
被承継者が解散した会社である場合の、承継手続きについて本書面により法務班に相談する。

(法規相談)

口頭記録用紙

受信日時	令和元年12月2日(月) 15時00分~15時30分	相手方	法務文書課 [Redacted]
起案月日	令和元年12月2日	対応	[Redacted]
決裁月日	令和元年12月3日	事務担当者	[Redacted]
森林保全課長 班員 [Redacted]			
標 題	[Redacted] → [Redacted] への開発許可の承継について		
内 容	<p>法規班から対応方針に係る助言内容</p> <p>「森林法第3条の規定により土地所有者に承継」に係る判断について (法務文書課回答)</p> <ul style="list-style-type: none">・ [Redacted] がもともと取得していた開発行為に係る権原は「土地所有権」ではなく、[Redacted] からの同意書に基づく「使用权」である。・ [Redacted] が解散しているからと言って、上記「使用权」が消滅しているとは限らない。・ 上記「使用权」がどのようなもので、現在どこにあるのか分からないまま、[Redacted] に地位承継することはトラブルに発展するリスクがある。・ また、細則第9条に規定を素直に読んだ場合、地位承継の際には、承継者が「事業者から」「開発行為に係る権原」を取得している必要があると考える。・ 上記理由から、被承継者 ([Redacted] の清算人 [Redacted]) の意思の確認は必要。・ 清算人 [Redacted] から [Redacted] へ開発行為を承継する意向が確認できれば、地位承継で処理して支障ない。 <p>[Redacted] 不在等により [Redacted] の意向が確認できない場合の対応について (法務文書課回答)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現許可に係る開発行為に係る権原 (同意書) の内容を精査しないと判断できない。 (当方からの追加質問)・ 平成28年に都市計画法の開発行為の許可については、[Redacted] から承継を承諾する旨の書面が提出されているが、これを [Redacted] の意向として処理できないか。 (法務文書課回答)・ 最終的にそのような判断もあり得るが、まずは、清算人と話をするように努めるべき。		
対 応	<p>相談結果を踏まえ、東部農林事務所に対して以下のとおり助言する。✓</p> <ul style="list-style-type: none">・ [Redacted] (清算人 [Redacted]) の本件承継に係る意向を確認すること。(都市計画法と同様に承継に係る承諾書を徴取することが望ましい。)・ 上記が不可能な場合、許可時の [Redacted] の同意書の内容が重要になってくるため、資料を送付されたい。(同意書をもとに開発行為に係る権利関係を再整理し、法規班に再相談。)		

12月3日